

福祉給付金を支給しています

学齢期のお子さんを子育て中のひとり親生活保護世帯などを対象に、昨年4月から(一部昨年7月から)福祉給付金を支給しています。まだ未申請で給付金をご希望の方は社会福祉室へご連絡ください。

- 対象となる世帯
  - 児童を養育するひとり親の生活保護受給世帯(障害者加算対象世帯を除く)
  - 70歳以上の方のいる生活保護受給世帯(障害者加算対象世帯を除く)
  - 市町村民税非課税世帯で高等学校に通学する児童を養育するひとり親世帯
  - 市町村民税の所得割が非課税で高等学校に通学する児童または授業料免除の適用を受けている世帯
- 給付金額
  - (ア) 児童1人につき月額8千円
  - (イ) 70歳以上の方のいる世帯1世帯につき月額8千円
- 申請時に必要なもの
  - ①生活保護の決定通知書(生活保護を受けている方)
  - ②当該年度の市町村民税が非課税であることを証する書類(①または⑤添付の場合は不要)

- ③在学証明書(高等学校、⑤添付の場合は不要)
- ④障害程度が確認できる書類
- ⑤授業料免除証の写しまたは私立高等学校授業料軽減決定書の写し
- ⑥預金通帳の写し(口座番号等のわかる面)

「ひがしかわ子ども未来応援」事業を実施

広報10月号でお知らせしていた「子育て応援特別手当(21年度版)」は支給しないことになりました。国の経済危機対策として支給予定されていたが、国の補正予算見直しで執行停止が決定しました。

そのため町では、地域福祉の向上と町内の消費拡大を図る町独自事業として、対象者を拡大して1万円分の商品券とお米引き換え券(5kg)を配布します。子育て応援特別手当(21年度版)の支給対象者の皆さまには大変ご迷惑をおかけしました。ご理解いただきますようお願いいたします。▼対象 ①平成21年12月1日(以下「基準日」とする)において、町の住民基本台帳に登録されて

いる者であって、小学校就学前の子(2003(平成15)年4月2日から同年12月1日生まれまでの子) ②基準日以降、同年12月31日までに出生し、22年1月31日までに町の住民基本台帳に登録された子  
▼その他 商品券、引き換え券は12月21日付けで対象者の属する世帯主へ郵送しています。万一ご自宅に届いていない場合は、社会福祉室へご連絡ください。

中程度以上の障がいのある20歳未満の児童を養育している父母などに支給されます。▼認定請求の手続き これらの手当の支給を受けるためには、認定請求の手続きが必要ですが、所得や施設入所などによる支給制限があります。

各種手当の支給額

手当の種類	支給額(月額、円)	
特別障害者手当	26,440	
障害児福祉手当	14,380	
特別児童扶養手当	1級	50,750
	2級	33,800

- ①特別障害者手当 20歳以上の在宅の方で、著しい重度の障がいがあるため日常生活で常に特別の介護が必要な方が支給対象です。
- ②障害児福祉手当 20歳未満の在宅の児童で、重度の障がいがあるため日常生活で常に介護が必要な方が支給対象です。

HAPPY-COME(ハッピーコメ・長寿米)を贈呈しています 永年社会に寄与された高齢者の方に敬意を表し、健康、長寿を願ってお米(5kg)の引き換え券を差し上げています。

▼障がい児を養育している方に支給される手当 特別児童扶養手当

対象とならない方 福祉施設等に入所または医療機関に長期入院

確定申告・納税は3月15日までに

所得税の確定申告、納税は3月15日(月)が期限です  
個人事業者の消費税、地方消費税は3月31日(水)

特設会場	■税務署が対応する会場 旭川北洋ビル9階(旭川市4条通9丁目) ※申告相談会場は税務署内ではありません。	■役場会場 役場庁舎1階第1会議室
	▶期間 1月25日(月)～3月15日(月) (土・日・祝・祭日を除く)	▶還付申告、相談 2月1日(月)～3月15日(月) (土・日・祝・祭日を除く)
		▶納付申告 2月15日(月)～3月15日(月)

- 申告はお早めに 申告期限の間際になると会場が大変混雑します。早めに済ませましょう。
- 確定申告書の作成 「前年の申告書控」「所得税の確定申告の手引き」を参考にしてお自分で作成しましょう。インターネットの国税庁のホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用してご自宅で簡単に作成することもできます。
- 確定申告書の提出 郵送により提出することができます。受け付けした申告書控えが必要な場合は、返信用封筒を忘れずに同封しましょう。▶送付先 旭川東税務署 〒070-0026 旭川市東6条1丁目2番15号

国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」を利用して提出された方、特設会場でパソコンを利用して提出された方は、これまで税務署が行っていた確定申告書等の送付を取り止めることになりました。ただし整理番号や予定納税額等をお知らせする必要がある方は、1月下旬に税務署からお知らせのはがきが送付されます。確定申告会場にご持参ください。

お問い合わせ  
旭川東税務署個人課税第一部門 ☎23-6291 (自動音声でご案内します。案内番号「2」をお選びください)  
税務課税務室 ☎82-2111 (内線127・128)  
国税庁ホームページ http://www.nta.go.jp/

「食事健康栄養教室」 不適切な食事、運動不足が原因の生活習慣病が増えています。身近な材料を使った簡単調理実習を通じて自分の健康は自分で守りましょう。バランス、味付けなど確認しましょう(希望する方は食生活改善推進員となる単位を取ることもできます)。

対象 小学生とその親  
日時・場所 ▼1月7日(木)第一コミセン(第一小地区対象) ▼同月12日(火) 保健福祉センター(東川小地区対象) ▼同月13日(水) 保健福祉センター(第三小地区対象) ▼同月14日(木) 保健福祉センター(第二小地区対象) ▼時間はいずれも午前10時～午後1時ごろ  
募集人数 特に定めていませんが、人数が多い時はお断りする場合があります。

通常運行の7便(3路線とも18時46分役場前発)、8便(東忠別・北忠別線は19時46分、東雲・上岐登半線は19時52分ともに役場前発)をご利用ください。

「おやこ食育教室」 食生活改善協議会 大人も子供も食事は大切。食生活推進員と一緒に「食育」を考えた心と体の健康を守る食習慣を身に付けましょう。

町営バス臨時便の運行中止 びがしかわ氷まつり前夜祭で、例年花火打ち上げ終了後に運行していた町営バスの臨時便は運行を取り止めました。

遊具整備、小学校体育館暖房機を改修しました 町はこのほど、東川第三小学校に屋外遊具、東川第二小学校、東川第三小学校の両体育館の暖房設備を改修しました。



▲第二小体育館に新設された暖房機

「おやこ食育教室」 食生活改善協議会 大人も子供も食事は大切。食生活推進員と一緒に「食育」を考えた心と体の健康を守る食習慣を身に付けましょう。

町営バス臨時便の運行中止 びがしかわ氷まつり前夜祭で、例年花火打ち上げ終了後に運行していた町営バスの臨時便は運行を取り止めました。

遊具整備、小学校体育館暖房機を改修しました 町はこのほど、東川第三小学校に屋外遊具、東川第二小学校、東川第三小学校の両体育館の暖房設備を改修しました。